

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	保護開始の申請		
根拠条例等の名称・根拠条項	生活保護法第24条第1項		
所管部室課名	福祉部生活福祉室		
審査基準	<p>生活保護法の定める補足性の原理、基準及び程度の原則などに基づき審査を行います。主なものは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者やその家族が、働く能力に応じて就労収入を得ているか。 ・他の法律や制度から給付される年金や手当等を活用しているか。 ・資産（預貯金、生命保険、活用可能な土地・家屋・自動車等）についても、活用や処分をして当面の生活費に充てることができるか。 <p>そのほか、親子・きょうだい・子の父親等の民法上の扶養義務者から扶養援助を受けられないか確認を行うことや、生活保護法第28条により申請者やその家族の病状等を把握する必要がある場合は医療機関において検診を受けていただくことがあります。</p> <p>また、生活保護法第29条による金融機関、生命保険会社等へ申請者及び家族の資産について調査するなど、保護の必要性についての調査を行ったうえで判断します。</p>		
標準処理期間等	申請日から14日以内		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	吹田市福祉事務所長	14日以内
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		
備考			
最近改正年月日			